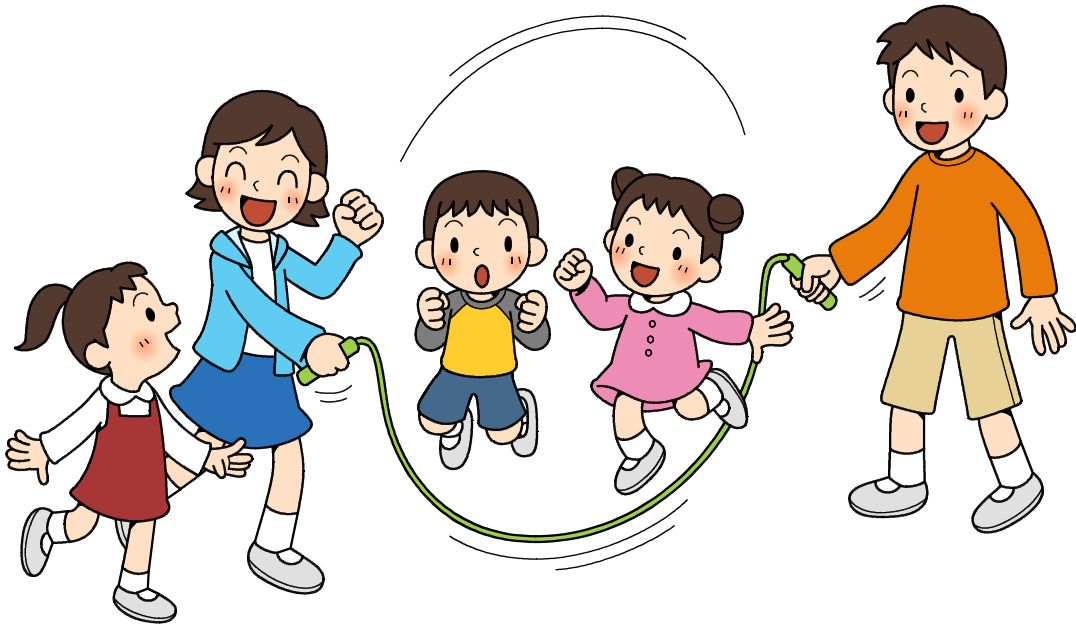


令和元年度

伊達崎小学校いじめ防止基本方針

法のいじめの定義を限定解釈しない

ささいな兆候でも、積極的にいじめとして認知し、組織的に対応



福島県伊達郡桑折町立伊達崎小学校

学校いじめ防止基本方針

桑折町立伊達崎小学校

福島県伊達郡桑折町立伊達崎小学校(以下「本校」という。)は、いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日。以下、「推進法」という。)、いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日。以下、「国の基本方針」という。)、桑折町いじめ防止基本方針(平成27年3月。以下、「町基本方針」という。)にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」(以下、「学校基本方針」という。)を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめは、どの子にも、どの学校、どの場所でも起こり得るものであるとともに、気付きにくいところで行われることが多く発見しにくいものである。
- (2) いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるとともに、その態様により、暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にもなり得るものである。
- (3) いじめは全ての子どもに関係する問題であり、いじめが許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることが重要である。
- (4) いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関等がいじめ防止等に一体となって取り組むことにより可能となるものである。
- (5) いじめの認知 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、『当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。』とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」H24より】

＜本校における定義の捉え方＞

- ア 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- イ 「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など当該児童生徒と何らかの人間関係にあるものを指す。
- ウ 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- エ 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- オ ただし、外見的にはけんかのように見えることでも、よく状況を確認すること。

＜具体的ないじめの様態(例)＞

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離れる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふるをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- エ 金品をたかられる。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
- オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりされる。
- カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- キ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS(ソーシャルネットワークサービス)のグループから故意に外される。

(2) いじめの防止対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

- ア 名称 「いじめ対策委員会」
- イ 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年担任、スクールカウンセラーで組織する。

ウ 組織の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携など）

エ 教職員がいじめの情報を校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることとなる。

(3) いじめの未然防止のための取組

ア 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。(道徳教育の充実 いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるように指導していく)

イ 児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。

ウ 教職員に対して、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

エ 保護者及び地域に対して、学校基本方針及び取り組みについての理解を図る。

オ 教職員が互いに学級経営や授業、生徒指導等について、相談したり、尋ねたり、気軽に話ができる風通しの良い職場にするため、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに児童と向き合う時間を確保し、心の通じ合う学校づくりを推進する。

カ 本いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に明確に位置付ける。(アンケート、校内研修会等の実施状況)

(4) いじめの早期発見のための取組

ア 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を児童、保護者に広く周知する。なお、教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、適切に取り扱う。

イ 面接旬間や定期的なアンケート実施により、児童理解といじめの早期発見に努める。

ウ 児童に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

エ 日頃から児童と教員との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力の向上を図る。

(5) いじめへの対処

ア いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、

当該児童に係るいじめの事案の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導主事を經由して校長(教頭)に報告する。

イ 事実の確認により、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

ウ いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものである認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

オ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

カ いじめが解消している状態の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

【①いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

【②被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

キ 重大事態発生の対応

<重大事態発生時とは>

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合

- いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

<重大事態の報告>

- 重大事態が発生した場合は、市教育委員会に迅速に報告する。

<重大事態の調査>

- 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

- 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないように配慮する。

- いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて行う。

(6) 法の理解増進等

保護者などに広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるためPTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

(7) 学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応

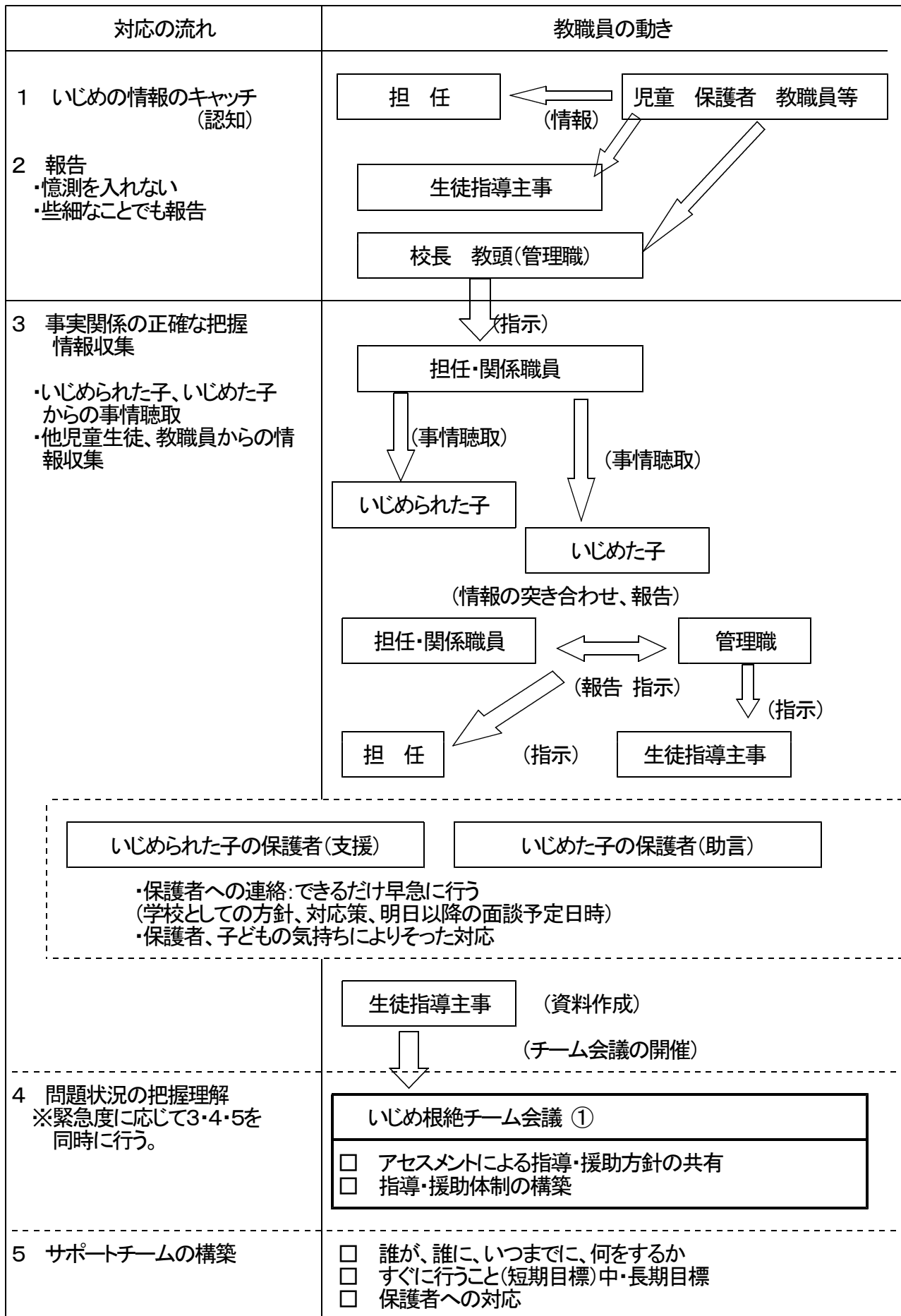
- 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

- 海外から帰国した児童や外国人の児童生徒，国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は，言語や文化の差から，学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し，それらの差からいじめが行われないよう，教職員，児童，保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに，学校全体で注意深く見守り，必要な支援を行う。

- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため，性同一性障害や性的指向・性自認について，教職員への正しい理解の促進や，必要な対応について周知する。

- 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については，被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し，当該児童に対する心のケアを適切に行い，細心の注意を払いながら，当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童生徒を含め，学校として特に配慮が必要な児童については，日常的に，当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。



⑥ 年間計画

月	生徒指導計画	実態調査の実施計画	校内研修計画	いじめ防止のための会議等	評価計画
4月	全校集会	家庭訪問	校内研修1 いじめ防止の共通理解 (職員会議)	第1回 いじめ防止対策 会議	年間計画の確 認・目標設定 会議
5月			校内研修2 早期発見・早期対応 (生徒指導委員会)		
6月	いじめ調査	第1回「いじめアンケ ート」(児童用) (教職員用)(家庭用)			
7月					
8月	全校集会 情報モラル教 育			第2回 いじめ防止対策 会議	
9月					中間評価
10月			校内研修3 いじめ事例研究 (生徒指導委員会)		
11月	いじめ調査	第2回「いじめアンケ ート」(児童用) (教職員用)(家庭用) 教育相談			
12月		学校評価アンケート			
1月	全校集会 命の尊重と 人権教育	「チェックリスト」によ るチェック		第3回 いじめ防止対策 会議	
2月	いじめ調査	第3回「いじめアンケ ート」(児童用) (教職員用)(家庭用)	校内研修4 いじめ事例研究と反省 (生徒指導委員会)		年間評価 ・報告
3月					
年間	いじめについての情報交換 (毎月の生徒指導委員会)				

(7) 評価と改善

- ア 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、教職員、児童、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- イ 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善策を検討し、実施できるものについては、すぐに実行するようにする。

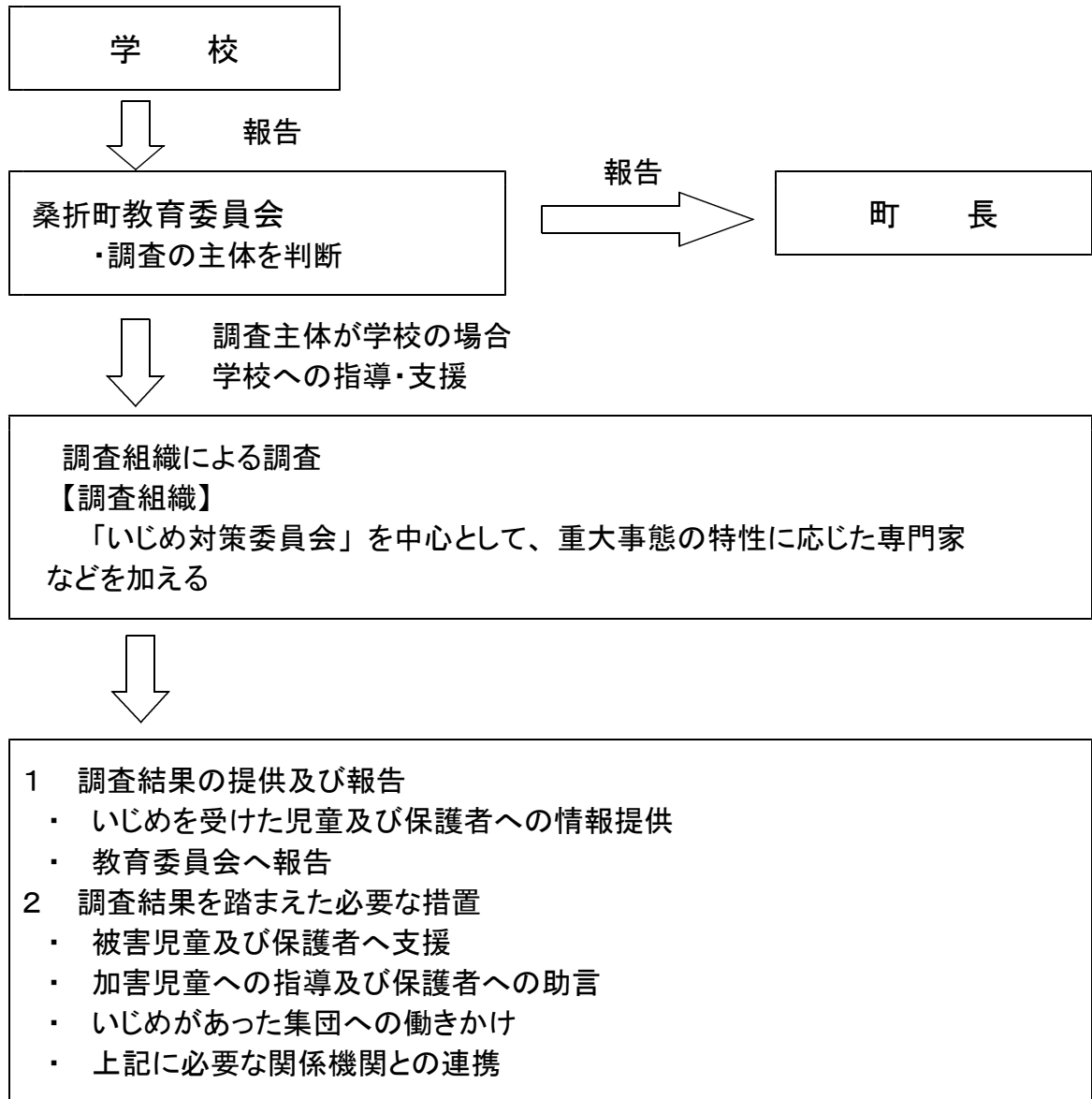
(8) 重大事態への対応

- ア 重大事態の発見と調査

<重大事態>

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(児童が自殺を企図した場合等)
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。(重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。)

イ 重大事態対応の流れ



<ネット上のいじめへの対応>

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン、タブレット端末を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトのSNS等へ書き込んだりメールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

(2) 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界がある。家庭での指導・管理が不可欠であるため、保護者と連携を密にし、協力し合いながら指導を行う。

① 情報モラル指導

インターネットの特殊性を踏まえて

- SNS等で発信した情報は、不特定多数の世界中の人々にすぐに伝わる。
- 匿名にしても書き込みをしたものは、特定できる。
- 有害情報や違法情報も含まれている。
- 書き込みが原因で思わぬトラブルや被害者を自殺に追い込んだり、傷害等の事件に発展する場合もある。

② 家庭における留意点

- パソコンや携帯電話を第一義的に管理するのは保護者の責任である。携帯電話を持たせる必要性について十分に検討する。与える場合は、フィルタリングをかける等手立てをとる。
- スマートフォンは、知らない間に個人情報流出することがあるという特有のトラブルが発生していることを認識する。
- ネット上のいじめは、深刻な影響を与えていることを認識する。

(3) 早期発見・早期対応のために

書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に教える。

① 書き込みや画像の削除に向けて

被害拡大を防ぐためにも専門機関への相談し、迅速に削除を行う。

【指導のポイント】

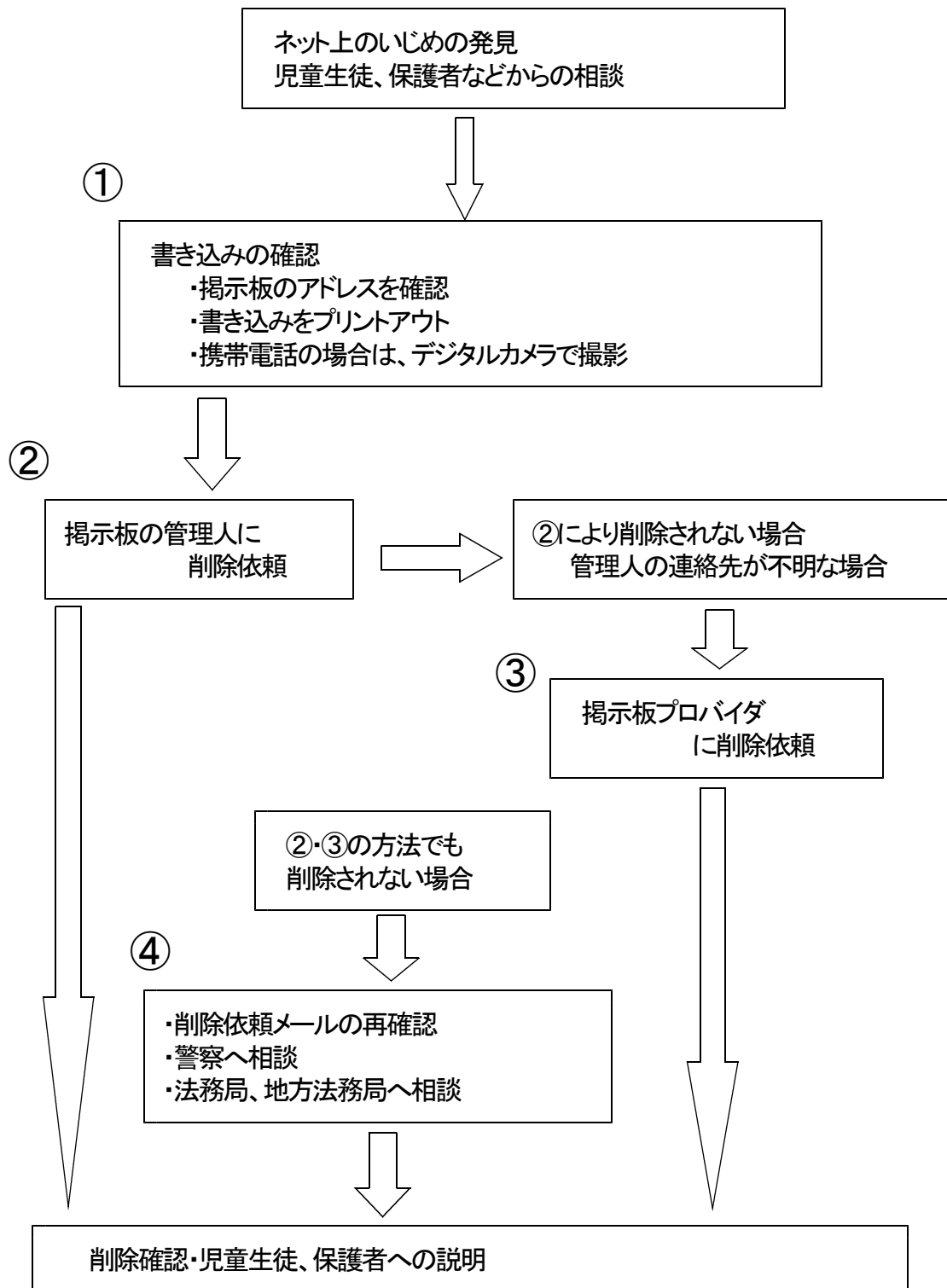
- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」にあたり決して許される行為ではない。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定される。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されること。

② チェーンメールの対応

【指導のポイント】

- チェーンメールの内容は、架空のものであり転送しないことで不幸になったり危害を加えたりすることはないこと。
- 受け取った人は、迷惑し、友人関係を損ねることもあるため絶対に転送しない。内容によっては、ネットいじめにあたる。

《書き込み等の削除の手順》





生活に関するアンケート

年 名前

※ このアンケートは、みなさんが毎日楽しく生活するためのもので、他の人に見せたり、成績に関係したりしないので、知っていることをそのまま答えてください。

いけないこと

1 あなたは、1学期になってから、友だちにいやなことをいわれたり、されたりしたことがありますか。

1. ある 2. ない

2 1番で、あると答えた人は、もっとくわしく教えてください。

いつ	だれに	どこで	どんなことをされた

3 1番で、あると答えた人にききます。それはまだ続いていますか。

1. 続いている 2. 終わった

4 あなたは、1学期になってから、友だちがだれかにいやなことをいわれたり、されたりしているところを見たことがありますか。

1. ある 2. ない

5 4番で、あると答えた人は、もっとくわしく教えてください。

いつ	やった人	やられた人	どこで、どんなことをされていた

6 4番で、あると答えた人にききます。それはまだ続いているようですか。

1. 続いている 2. 終わった

よいこと

7 あなたは、1学期がっきになってから、ほめられたり、やさしくされたり、たすけてもらったりしたことがありますか。

1. ある 2. ない

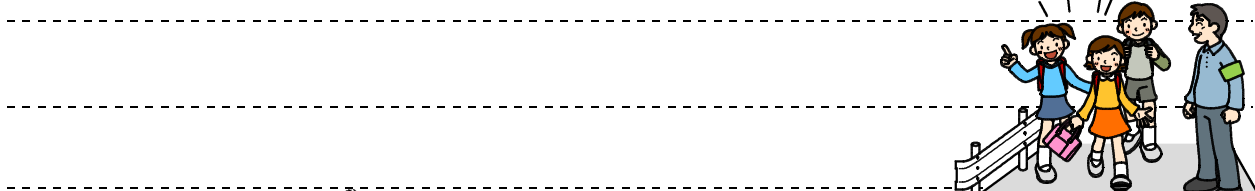
8 7番ばんで、あると答えた人こたは、もっとくわしく教おしえてください。(だれに、どんなこと)

9 あなたは、1学期がっきになってから、だれかがだれかをほめたり、やさしくしたり、たすけてあげたりするのを見たことがありますか。

1. ある 2. ない

10 9番ばんで、あると答えた人こたは、もっとくわしく教おしえてください。(だれが、だれに、どんなこと)

※ 先生せんせいへ (楽しかったこと、うれしかったこと、つらかったこと、悲かなしかったこと、こまっていることなど、先生せんせいに教おしえたいことを書かきましょう。)



これで終わおりです。ありがとうございました。

子どものサインチェックリスト(家庭用)

児童氏名 _____ 年(_____)
 保護者氏名 _____

4月からこれまでのお子さんの様子で、以下の項目に当てはまるものがありましたら○を記入してください。それが度重なるようでしたら、担任にご相談いただくか、学校にご連絡ください。

特にない場合には、最後の欄に「特になし」とご記入ください。

No.	項 目	○
1	表情が暗くなり、言葉数が少なくなった。	
2	学校や友だちのことをあまり話さなくなった。	
3	朝、体の不調を訴えて、登校をしづむようになった。	
4	感情の起伏が激しくなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりしたりするようになった。言葉遣いが乱暴になった。	
5	すり傷やあざ等を隠すようになった(風呂にはいることや裸になることを嫌がる、自分でけがをしたという)。	
6	家族と過ごすことを避け、部屋にひとりであることが多くなった。	
7	食欲がなくなった。	
8	学用品をなくしたり、壊れていたりすることが増えた。	
9	教科書やノートに落書きがあったり、破れていたりするようになった。	
10	衣類が破れていたり、汚れていたりすることが増えた。	
11	家から品物やお金を持ち出したり、金品を要求したりするようになった。	
12	友だちへの口調が命令口調になっている。	
13	家で買い与えた物ではない物を持っている。	
14	家で与えた以上のお金を持っている。	
○ お子さんの様子や学校のことなどで気になることがありましたらお書きください。		

※ 朱書きは、「いじめの防止のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定(平成29年3月16日文科科学省通知)、上記通知による改定部分